

令和3年度財政健全化審査意見書

- 1 南伊豆町監査基準（令和2年南伊豆町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 審査の種類
普通会計の財政健全化
- 3 審査の対象
令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 4 審査の着眼点
健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること
- 5 審査の実施内容
 - (1) 実施期間 令和4年8月24日
 - (2) 実施手続き 提出された審査資料等を確認し、関係職員から内容を聴取した。
- 6 審査の結果
 - (1) 総合意見
審査に付された以下の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	15.00
2 連結実質赤字比率	—	20.00
3 実質公債費比率	7.4	25.0
4 将来負担比率	19.5	350.0

(2) 個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率はなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率は7.4%、将来負担比率は19.5%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

今回、実質公債費比率及び将来負担比率ともに前年度より数値の改善が見られたが、これは普通交付税の大幅な増額と新規積立による基金残高の増加によるところが大きい。今後、旧共立湊病院棟等の解体や広域ごみ処理施設の整備など、一部事務組合施工による大型事業が予定されていることから、国・県制度の活用、ふるさと納税制度の推進などにより財源を確保し、更なる財政の健全化に努められたい。

令和4年8月24日

南伊豆町監査委員 高橋 正明
南伊豆町監査委員 稲葉 勝男

